

【通知カード廃止に伴うお知らせ】

この度、2020年6月20日改正の「番号法」及び2020年5月25日改正の「デジタル手続法」の施行に伴い通知カードが廃止になります。

それに伴いご提出いただくマイナンバーに関する書類のうち、2020年5月25日より通知カードがご利用いただけなくなりましたのでご注意ください。

なお、ご利用いただけるマイナンバーに関する書類は個人番号カードまたは個人番号が記載された住民票のいずれかになります。